

亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第32号

亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成17年亀山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、亀山市長の選挙における法」を「、法」に、「並びに亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における」を「及び」に改める。

第2条第2項中「（亀山市長の選挙における候補者に限る。以下この項において同じ。）」を削る。

第6条中「亀山市長の選挙において、」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。